

お知らせ

管内建設事業者 各位

「営業所の専任技術者」及び「工事現場の専任技術者」について

「営業所の専任技術者」

「営業所の専任技術者」は、専任を要する工事現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポートを行うことがその職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任が求められない工事であって、以下の条件を全て満たす場合は、専任を要しない主任技術者又は監理技術者になることができます。

- ◇当該営業所で契約した建設工事であること
- ◇当該営業所が職務を適正に施工できる程度に近接した工事現場であること
- ◇当該営業所と常時連絡が取れる状態であること

「工事現場の専任技術者」

工事現場ごとに専任を要する場合、営業所における専任技術者との兼任はできません。また他の工事現場との兼任もできません。専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、元請・下請けに関わりなく、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることが必要です。

詳しくは・・・

インターネットサイト「建設業のための広場」、「建設業者のための建設業法」（平成26年4月）等によりご確認ください。

なお、上記事項に違反した場合は、建設業法に基づく監督処分の対象となりますので、ご注意ください。

平成28年4月27日

三重県尾鷲建設事務所